

令和2年第1回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

令和2年3月 3日 (開会)

令和2年3月13日 (閉会)

○議長（伊藤敏夫） 次に1番 伊藤秀明君の発言を許します。1番、伊藤秀明君。

（1番 伊藤秀明議員 一般質問席登壇）

○1番（伊藤秀明） 前回の12月の定例会において、村長は私に対し「一般質問は、本会議という公式の場で貴重な時間を使って行われるものであるから、住民多数の意志をくみ取り、且つ自己の信念に基づき、十分な調査に基づいた質問を行うべきである」。さらに「住民の立場に立ち、自分の頭で考えて、勉強や調査を重ね、村民のために目と足で発見し、政策に対しタイムリーな質問を」、そして、「議員必携」云々と苦言を申されました。

別に我々議員は、村長の部下ではありませんので、全く無視しても良いところではありましたが、せっかくの教えと思い、自分は村長のように多忙では無いので、この3カ月間、議員必携、全492ページありますが、改めて読ませていただきました。

また、インターネットで検索したり、関係機関に照会するなど勉強・研究をさせていただきました。

そこで、議員必携には、憲法から自治法まで記載されておりますが、一般質問に関連したものではありません。次のようなものがありましたので、議員の皆さんもご存知と思いますが、2、3紹介したいと思います。

議会の使命と議員の職務です。

「地方公共団体の長の独断専行を許さない」「行財政の運営や事務処理ないし事業の実施がすべて適法・適切に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視する」「議員は、住民から選ばれ、その代表者であり、議員の一言一句は、とりもなおさず住民の意見である」「発言自由の原則が挙げられるものの個人のプライバシーに関する発言までは許されるものでない」などとありましたので、以上のことを冒頭に申し上げ、これから4項目について質問させていただきます。

それでは最初に、村長としての行財政運営と政治姿勢についてであります。

最近の一連の村長の施策の進め方は看過できないものであり、村長が大事にしている村民の声が届く村政、村民が望む行政、村職員の知恵と創意を村づくりに活かす理念は全く逆行しており、甚だ疑問であります。

そこで、地方自治法では、地方公共団体に2人の監査委員を置くことになっているが、否決を理由に欠員となっております。県内12の町村は、当然、全て2人の監査委員がいる訳ですが、村にあっては、再々度の提案も無く違法性を疑います。また地方教育委員行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員4人を置くこととされているが1人欠員となっております。

こちらは何の手立ても講じない、ましてや任期期間は日に日に経過していく

ばかりで、「教育立村」にはあるまじき行為であり、今後は特定集落からだけの選任を避け、併せて教育委員報酬の見直しも必要であると思います。他の自治体では公募しているところもあるので、欠員は早急に解決すべきであります。

いずれ、監査委員、教育委員にあっては、村の条例などより上の法律と思われることから、このままで放置することは許されるものではありません。

更に、村の恒例行事である特別職合同忘年会の中止や行政協力員会議の定時期の開催が無いなど、通常では考えられない異常な事態が続いております。

村長の活動も、村広報の村長動静欄を比較したところ、対前年比、5月から1月までで、現村長が93日、前村長が176日となっており、その行動差は一目瞭然であります。

このような身勝手な横暴で独断専行の行財政運営及び政治姿勢は見直すべきであり、また職員にも悪影響を及ぼすことになり、このようなことは村民の理解を得ることは難しいと思います。当然ながら村長報酬を貰っている以上は、病気のせいにはできないと思いますが、今後も、この方針に変わりはないのか、村長に伺います。

○議長（伊藤敏夫） はい、村長の答弁を許します。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 伊藤議員のご質問にお答えしてまいります。

最初にご指摘ありました監査委員につきましては、適任者を提案したつもりですが、2度も否決され現在にいたっております。副村長についても同様であります。再々度の提案がないと言うのは勝手ですが、こうした人口減少の中で面倒な役を引き受けてくれる人材が見つからないのが現状であります。

伊藤議員は違法性を疑うと言われましたが、地方自治法をお調べになられて質問されいると理解しておりますので、解っていないながら議会が置かないとすれば、どちらに違法性があるのでしょうか。

卵が先か鶏が先かの水掛け論をする気はありませんが、村長は地方自治法に従い提案をしました。議会はそれを否決した。理由は何もわからない。全く監査に携わったこともない方や、見識などの疑われる方の提案であるならば否決もいた仕方ないと思いますが、民間の会社の経理担当や5年前には村の代表監査委員も経験しております。現在も上小阿仁村社会福祉協議会の監査委員や道の駅の監査委員もされており、また秋田民生協会の理事などの役職にもつかれています。十分な見識を持っておられると思い提案したわけではありますが、このような人材でも監査委員として認められないとすれば、どんな方が村におられるのでしょうか。

各議員各位の見解を示していただきたいくらいです。否決されることで違法性を疑われる。そして、村長の責任を問うということで、住民に理解を得られ

るとのお考えであれば、私は、それはおかしいのではないかと疑問を抱きます。

村内において適任者を見つけだすのは容易ではありませんので、優秀な人材を募集し、副村長や監査委員人事も公募で行うことも今後は検討しなければならないというふうに思っております。

この件での違法性についての弁護士さんの見解は、罰則も判例も無いようでもありますので、答えとしては探し続けるしかないようであります。

また、教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条では、教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織するとあります。

同法、第4条第2項の委員の任命にあたっては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、見識を有するものとなっておりますが、人口減少・高齢化進行する当村においては、家庭や個々の事情を考慮した時、地域や集落を特定した選任は、非常に難しいものがあります。

人口減少は人材の減少でもあります。欠員とならないようにすぐに提案できればご心配をおかけすることもない訳ですが、適任者が簡単にすぐに見つかるわけではありません。また引き受けていただけないのが実情であります。幸いにして、本定例会には、現在欠員の1名と今回任期を満了する1名を合わせて2名の方がお引き受けしてくれるとのことで、議案31号と32号で提案しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、合同忘年会については、昨年の12月議会開会中にも申し上げましたが、特別職の合同忘年会は、本来、村の功労者表彰式に付随する表彰受賞祝賀会であります。今年は該当功労者が辞退されたため、受賞者がおりませんでしたので、開催を取りやめたものであります。また、行政協力員会議の定期開催についても行われていないとのご指摘であります。私の病気療養のためでもあります。お盆前の開催やお正月前の開催も広報等でお知らせで代用できるようにしたものであり、特段苦情もなく理解していただいたものと思っております。

また、行政協力会の会長さんと連絡をとり合い、9月にはコアニティーにおいて集落会長さんの皆さんと意思疎通の会議を開催しております。また11月には、行政協力員の皆さんで能代の火力発電所を見学する勉強会など開催しており、懇親会には出席をさせていただき、率直な意見交換などをし、大変有意義な時間を過ごさせていただきました。

次に、広報の村長動静欄を比較したようではありますが、治療や療養以外は他の行事や出張、会議出席など、普通の日程であり、特段の調整はしてきておりません。中田村政は前政権と違いアポイントなしでも誰とでも村長室にて気軽に面会できることになっております。伊藤議員は広報の動静欄に書いていないから仕事をしていないとのご指摘は、単純ではないでしょうか。職員との意思

疎通や会議は村長が在席中は毎度のことであり、特別日程を用意しなくてもいつでも開催できるようになっております。

また、村長宛の案内はたくさん来ます。それに村長が出席すべきものと代理出席の課長で済むもの、担当職員で済むものがあります。総会決議や要望活動など、出席が代用できない会議にはできるだけ出席はしてきております。村外に出向く場合には、私の代わりとなる副村長が置かれていませんので、災害時の対応など、マニュアルはありますが、職員だけでは無理な面もありますので、全国津々裏の会議には無理して出席する気はありません。前政権時にはプロの試合観戦なども公的行事に入って、新聞報道で報道され、公費で歩くのかとの問い合わせもありました。いろんなところから案内があります。だから選択して行くか行かないかを決めるのは私自身がしておりますので、それを変える気はありません。

これまでの結果は適宜判断した結果であります。

なお、病气療養中にあつては、メールやインターネット、電話や実際に病院での書類確認を行ったりと、連絡は蜜にして対応してきております。

身勝手に横暴で独断専行の行財政運営は見直すべきとおっしゃられますが、私は、決して伊藤議員が言うような横暴な財政運営をしてきているにあたらなと思っています。5月からの暫定予算の執行ではありましたが、予算執行上、おかしなものは、例えば社会福祉協議会の特殊浴槽について再度検討することで、700万円になり、その半分ずつ社会福祉協議会と案分することになりましたし、コアニティーの看板ですが、大変遅くなってしまいましたが、350万円の看板費用を約100万円と抑えて発注してきています。また安くなった費用を活用させていただき危険な交通標識の撤去も行ってきました。

その外の予算執行では、庁舎内のパソコン入れ替えなど、遅くなったものもありますが、順次執行してきており、ご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 今、村長は監査委員については、議員の責任のような話をされてきました。しかしながら、先程も言いましたけれども、議員は住民から選ばれた代表者であり、とりもなおさず住民の意見であるということを察してもらいたいと思います。前回、12月定例会にも、今回の3月定例会にも提案がない訳であります。地方自治法では、監査委員を置く、その数は2人とありますので、村長は何をもって置かないのか、行政のトップとして、私はおごりがあるのではないかと思います。

もう完全に進むべき道から外れている行財政運営であり、村長の施政方針にあるような夢を応援する村づくりも結構ですが、その前に法令を遵守すべきだと思います。弁護士の話もされましたが、全国にはたぶん例が無いから、弁護

士がそう言ったのか分かりませんが、やはり、置かなければならないものを、いつまでも置かないと言うのはありえないことですので、今後は、そうすれば解消するつもりは無いということでしょうか。

○議長（伊藤敏夫） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 先ほども申し上げましたけれども、公募等で、募集してまいりますと、答弁したつもりです。

○議長（伊藤敏夫） 1 番、伊藤秀明君。

○1 番（伊藤秀明） あと教育委員の問題については、2 つほど指摘させていただきます。

1 つ目としては、前任者がどんな形でいつ退任したのかわかりませんが、特別職ですので、後任者をなぜ 12 月議会に提案しなかったのかということですが、

12 月 22 日が前任者の任期であったとういうことはわかっていた訳ですよ。それを無視したとなれば、教育委員会は、首長から独立した機関ではあるものの、教育長とは、まったく意思疎通が図られていないのではないかと思います。この 3 カ月の空白は、全く許せるものではありません。

2 つ目としては、先人達が、暗黙の了解で幅広い地域から委員選択をしていたということを守ってきたはずですが。例えば、旧仏社学区から 1 人、旧小沢田学区から 1 人、旧沖田面学区から 1 人、そして平成 27 年度ですか、教育委員会制度が改正されたので、保護者から 1 人とし、各地域から選出するのがベストだと思います。このようなことは考えなかったのでしょうか。

委員に頼まれた方だって、その点、危惧するのではないのでしょうか。

今回選出されている委員を決して批判している訳ではありませんが、今後は、仏社地区を差別することの無いよう検討してもらいたいものです。

また教育委員 2 名を同時に提案したことは、今までありますか。

教育委員の任期は 4 年ですから、そうすれば今回、上程の 2 人とも、4 年後の令和 6 年までが任期となるのでしょうか。だとすれば、地教行法や平成 26 年の文化省通達にあるように、毎年 1 人ずつとなるよう、異なる年に交代することが必要だと言っておりますので、新しくなる委員は 3 年とすれば、令和 3 年の人が 1 人、令和 4 年の人が 1 人、令和 5 年の人が 1 人、令和 6 年の人が 1 人となり、これが法令を遵守するという事ではないのでしょうか。

このような事情と併せて自己の都合で退任した、前任者の責任による空白ではありませんので、議会運営委員会には、もっと丁寧な説明と、これからはこのようなことが絶対ないよう対処してもらいたいということです。

また教育委員の報酬は、いま述べたとおり地教行法の一部改正される前の委員長職があった平成 27 年には、委員長が 1 万 7,000 円の時がありました。その

時、下げることをしてしないで一律に委員の報酬を1万7,000円にすべきでしたが、今は1万4,000円です。平成28年に農業委員会に関する法律が改正され、公選制から村長選任制になった農業委員会の報酬は、現在会長が2万4,000円、委員が2万円です。同じ月例、定例会がある団体でこんなに差がある訳ですので、各委員報酬は村の報酬審議会に諮問する必要はないので、村長の力量でいつでも改訂できます。

このことから、教育委員の報酬に限らず、選管などの全報酬も見直すべきではないですか。

○議長（伊藤敏夫） 伊藤議員、答弁求めますか。村長から。

○議長（伊藤敏夫） 伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） いずれ、村長がいつも言うように通告がないと申し上げれば、それまですけれども、全く関係がないということではないと思いますので、教員委員の報酬は、ぜひ、新年度予算で上げてもらうようにお願いします。

○議長（伊藤敏夫） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 3点程にわけてお答えしたいなと思います。

1つは先ず教育委員、任期が切れて、なぜすぐに提案しなかったのかと、12月議会に提案されなかったのかということでございますけれども、なかなか、先ほど申しましたように、簡単に引き受けてくれる人がいないわけです。誰でもお願いしますと言えば、はい、分かりましたというふうな、今、村の状況はそういうふうな方がおらないということも、なんとなく理解してもらいたいなというふうに思います。

また、地域から、昔は仏社学区、小沢田学区とか右、左に学校単位で分けてやってきましたし、それも解らないわけではありません。私もそのためにいろいろ苦勞して人選もし、頼みにも何回も歩きました。足も運びました。ですが、それがならなかったために、今、そうすれば学校1つであるので、引き受けてくれる人をとにかく探すしかないというふうな形で、この人選を進めたわけがあります。なかなかわかってもらえないような感じですがけれども、簡単にこの教育委員という名前だけでも、学校に関係する先生方であればわかるかもしれませんが、一般の人にとっては、教育委員というのは何をするのかと、すごいハードルの高い特別職というふうに思われてしまっておりますので、なかなか難しいということ、実情をわかっていただければなと思います。

それから、3点目報酬の関係ですけれども、私も報酬はいずれ上げなければいけないということで、とりあえずは、各県内の自治体の中間のところ、1万6,000円ぐらいに引き上げたらどうかというお話を、予算査定の時にやっておりますけれども、このあいだ全協で、議員の皆さんとお話した時に2万円

ぐらいが適当でないのかなというふうになりましたので、それは、あとで補正予算で対応させていただきたいと考えており、この3月議会では1万6,000円の報酬で提案させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤敏夫） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 教育委員の報酬ですけれども、全協のとき、村長申し上げたとおり1万4,000円から2万円に変えるということで、今の議会の議案の方に提案してございます。あの時も申しましたけれども、足りなくなる予算に関しては6月で補正するというお約束させていただきましたので、予算の足りなくなる分は後で6月に補正するというお約束で、議案の方は今回の議会で2万円にするということで上程させてもらっています。以上、訂正でした。

○議長（伊藤敏夫） 1番、伊藤秀明君

○1番（伊藤秀明） 前回、再質問の件も議員であれば議員必携に記してあると、こちらにも教示されたわけですが、議員必携には、議長の許可があれば時間の制限はありますが、再質問は全くの議題外にかからない限り発言ができるかと判断しましたので申します。

このことを踏まえて、村長は官公庁の行事となっている仕事初めや御用納めにも出たような話もないし、人事異動もまだないし、学校行事をみてもそれ程参加していないような気がします。

議員に事前配布する12月の行政報告などは、議会運営委員会の当日に提出するなど、通常考えられない職務怠慢なことと思われる行為は、私は言語道断であり、このような一般質問で議員を指導するような時間があったら、ぜひ、主要行事には何があっても参加、出席してもらいたいと思っております。

村長は、議員時代に当時の村長に対して、敬老会の中止を指摘したことを思いだしてください。特別職の表彰や、合同忘年会はこれに匹敵することだと思いませんか。

いずれ、代表監査委員については、平成31年3月1日から欠員であり、不在が1年以上続くのは村政始まって以来の出来事ではないかと思えます。

県内では副町長を置いていないところがありますが、代表監査委員がないところはない訳で、全国でも多分ないと思えます。議会選出監査委員には2倍相当の負担がかかっていることになりますので、一日も早く解消してもらいたいものです。

まだまだ言いたいことは山ほどありますが、始まったばかりで、これからの村長答弁が長くなると予測されますし、いつものように時間が足りなくなれば大変ですので、1問目の質問はこれで終わります。

○議長（伊藤敏夫） お昼の時間まで、もう 10 分あるわけですがけれども、まだ伊藤議員の質問事項は……

（「もう 1 つやる」の声あり）

○議長（伊藤敏夫） では、進めます。1 番伊藤秀明君。

○1 番（伊藤秀明） 次に 2 問目の職員、協力隊、会計年度任用職員を含む職員の採用と勤務時間について質問します。

近年の職員採用試験状況と採用者数、さらには職員定数条例にあっては 90 名としているが、定数が不足していませんか。

合格しても来ない者や、採用後、若くして退職していく職員が目立つようになりました。原因を究明し、現在の職員に職務負担が過剰とならないような対策を講ずるべきであります。

地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律で、2.5%の障害者の雇用が義務付けられておりますが、このような関係者の採用はありましたか。村においても I ターン、U ターンを奨励した障害者の雇用と併せて 30 歳半ばから 40 歳代半ばの就職氷河期世代の採用も必要かと思われますので、変革に努めていただきたい思います。

ただ、協力隊の募集方法については、5 人と言うことですが、秋田県は、協力隊が市町村に残らない状態が全国最下位です。このような状況下において、そんなに応募があるのか疑問であります。ましてや新年度予算も審議されていない段階で予算が通らなければ、どう対処するのでしょうか。

急遽、一般質問の締め切り前日に全協を開催して説明はされたものの、本来であれば一般質問の関係もありますので、議会告示前に開催すべきことであり、仕方なく全協を開催したとしか思われません。これらについては、村長の独断、偏見的なやり方で何故もっと早くに全協を開催して丁寧に説明しなかったのか疑問に思います。

~~このことは、何回も言いますが、村長がいう住民の皆さんからの同意、もっと早く全協を開催して丁寧に説明しなかったのか疑問に思います。もう完全に後手、後手に回っており、時計の針が逆回りしていませんか。~~

このことは、村長の言う住民の皆さんから同意を得られることにはならないと思います。特に移動販売などは、村の事業者や、現在営業で来村してくださっている業者に反感を持たれることになります。農協の移動店舗車などへの要請により代用できなかったのか、その辺を考慮しながら行動してもらいたかったところであります。

なお、選挙公報に掲げている、村職員の働き方改革の退庁時間、申告制の導入については、どうなったのかと、先般、会計年度任用職員を募集した訳であります。前年度より時間を短縮している業務があります。条例で定める勤務

時間、1週間当たり38時間45分とするのを超えない限り、前年同様の勤務時間とするべきだと思いますが、どうして時間縮小したのかも併せて伺います。

○議長（伊藤敏夫） 村長の答弁を求めます。はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えしたいと思いますけれども、どれにどうお答えすればいいのか、なかなか質問の要旨をつかめないのが実情でございます。

まず最初に、90名、これは村の職員の数でありますけれども、定数でございますけれども、平成25年4月1日からの定数で、これを以前は129名でありました。6年経過した現在の職員数は65名でございます。

定数90名との数字に乖離がありますので、各課それぞれ実態を調査すると共に、同等規模の市町村を調査し、適正な数字を出していきたいと思っております。

ここ数年は、職員の募集を若干名で行っておりますが、受験者が少ないことが一つの問題であると認識しており、各高校にも求人案内等を送付したり、新聞に記事記載をお願いするなど、工夫もしてきておりますが、実績として上がらないのが現実でございます。

また、地元の若い方に受験していただけない傾向も続いており、それも辞退が出る要因となっていると考えます。

この3月で退職される保健師がおりまして、募集を行って試験した結果、1名合格しており、4月採用予定となっております。また、毎年行っております町村会での村の公務員試験を受けられた方は3名でありました。2名の方が合格されましたが、2名とも辞退されており、再度2次募集を行っております。7名の応募があり3名を合格といたしましたが、1名の方が辞退されており、4月採用は2名となっております。1名退職されますので、1名の増加となります。2年後には杉風荘の派遣職員が戻ってくることを視野に入れて適切な人員管理に努めてまいります。

次に障害者の雇用に関しましては、法による雇用率を割ってから約2年になります。その間、労働基準監督署やハローワーク等から改善を求められておりました。今般、ハローワーク等から指導のもと、会計年度職員の募集の際に障害者枠を設定いたしました。今後の職員雇用にあたっては、氷河期世代の採用については多くは期待できないような気がいたします。

以前に対象年齢を上げて募集し、合格された方の辞退や、その後の退職などありましたが定着していただければありがたいので、まだこれも検討の余地はあるのかなと思っております。

また、村職員の働き方改革の退庁時間の申告制については、なかなか浸透できないのが実情であります。退庁時間を早めることに異存はないようですが、持っている仕事の量や提出期間や時期などの関係で、やむを得ない実情が

あるからと課長の答弁があり、思うように改革には至っておりませんでした。4月からは退庁時間の管理を徹底したいと考えており、改革を進めてまいります。

次に地域おこし協力隊の募集にあたっては、年度当初の4月に採用したいので、予算に先行した形になってしまいましたが、新年度は移動販売車支援、山ふじ温泉管理活性化支援、フルーツホオズキ担い手、関係人口コーディネーター、八木沢集落活性化支援の5つの職種を考えております。

4人分の予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

今回の全協の日程については、定例会前に実施することで議会事務局と調整して行ったものですので、ご理解をお願いいたします。

移動販売車については、先の全協で説明した内容のとおりで進めたいと思っておりましたが、議会からの意見では現在行っている移動販売車への配慮などについてご指摘を受けました。この事業を行うのは、当然必要としている方のために、その人の家に出かけ、店を開くのであってスピーカーでお知らせしながら回るのとは全く違うやり方ですので、競合はしないと思います。スーパーの値段に10円の運賃をいただくことであり、また毎月新鮮なものを自宅にて購入できるようにするものであります。

高齢化と人口減少により商店の維持は厳しく、既存の移動販売車でも、村内くまなく運行することは時間と費用のため無理だと思われまます。地域の高齢者、交通弱者の声をくみ上げ、それを生かすことは生存権の問題であり、安心して村に暮らしたいという声を大切にするための政策予算でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、会計年度職員については国策であり新規の制度ということで、全国の自治体が一斉スタートとなります。そのため参考事例に乏しく制度設計に苦慮した経緯があります。

中でも、県や小坂町がフルタイム職員を削除したこと等を受けて、村は課長会議で職種一つ一つについて現状をチェックし、総合的に判断して募集を行ったものですので、就労時間が短縮されたケースも見受けられますが、ご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 職員の定数条例については、施設職員を指さしている訳ですので、今、村長が話したとおり正職員は65人、退職職員が5人、採用職員が4人、再任用職員が2人、再任用延長職員が4人を入れても70人、1人欠員で69人ですか、になりますので21人が不足していることになります。

村の人口が激減していますし、特養も離れた訳ですので、現状に合わせて定数改正をしても良よいのではないかと思います。

ただ身体障害者の採用などについては、Iターン、Uターンを奨励しながら

可能な限り採用していかないと、そのような団体もありますので、採用が無ければ当然ながら騒ぎが大きくなりますので、県同様に対処すべきです。

新規採用者3人に村出身の方はおりますか。

あと、フルタイム関係の会年度任用職員については、勤務時間が38時間45分だと思いますが、正規職員と同様にすべての手当を支給することができるとなっているが、村でもそう言う考えでいますか。また、パートタイム会計年度任用職員については、当然ながら勤務時間が38時間45分未満となる訳で、こちらは全く手当が無いということだと思しますので、最低賃金が1時間790円を上回っていれば良いと言うものではないと思います。

フルタイムに比べ時間が制限されることから、当然、不利な条件となっていますので、単価はフルタイム者の手当に相当分を上乗せして、少しでも高めに設定をしないと申込者は増えないし、申込者がいないので、当局からお願いするようではマンネリ化して、環境は改善されるものではありません。

このようなことから、パートタイムの勤務時間と賃金単価を、再度見直す考えはありませんか。要するに安いと言うことです。

○議長（伊藤敏夫） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 質問内容が良くわからない。

○議長（伊藤敏夫） 1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 協力隊制度は、平成21年度にできたものですが、上小阿仁村では、秋田県で第1号に2人、水原さんと榎本さんを起用していますが、既に5人解任しています。

大館市は現在14人です。秋田犬の効果は41億円などと言っておりますが、村もあやかりたいものです。昨今、協力隊の副業を認めている自治体があります。協力隊が任期終了後において地域、村に残る準備が必要であるとは思いませんか。

協力隊には、職員のようにボーナスがありません。例えば、週5日のうち1日は、地域の一次産業から、デザインやライターなどクリエイティブな分野で幅広く認めている例がありますので、農林業、今、注目されている自伐林業などは、特に推進すべきであり、兼業禁止は解除すべきです。今からでも遅くないと思いますが、どうですか。また、できないとすれば、今後は検討してもらいたい。

今いる協力隊員の杉浦さんが、広報日誌に「変化の年」とありましたが、まだ任期がありますが、辞めるのですか。副業を許してはいかがですか。村に残りたい、そして消防団に入りました。このような協力隊は、あと来ないと思

ますが。村長、どう思いますか。

○議長（伊藤敏夫） はい、答弁を許します。村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 協力隊の副業に関するご質問でございます。

現在は、副業はできないというふうな状況ですけれども、新年度になりますと、それが委託みたいな感じで、個人事業主というふうな協力隊になりますので、今度は、副業も可能になるというふうを考えています。

○議長（伊藤敏夫） 1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） あと移動販売車の件については、とくし丸の購入と言う事でしたが、隣りにはAコープ東北、井川町にはアマノが、現在「とくし丸」を営業しており、実際に利用されている方もおります。これらの業者に直接燃料程度の補助をするなど、更には週3回に渡り営業に来ている移動販売車もあります。またJA秋田たかのすでも移動店舗車も、森吉或いは阿仁の道の駅に巡回させています。JAに依頼すれば、回数は制限されると思いますが、村の道の駅などでの販売は可能と思われれます。そうすれば自動運転も生きてくるとは思いませんか。

いずれ「とくし丸」については、営業するとすれば、仕入れの関係も出てきますし、果たして住民の皆さんが期待しているような食品などが販売できるのか疑問であります。

以上のことから本当に村に営業車が必要なのか、後先を考えない村長の施策は到底納得の行くものではありません。

また、これらの応募した協力隊の申し込みはありましたか。無いとすれば考えを変えて別の対策を講じてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤敏夫） 答弁を求めます。はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 今、移動販売車の件についてのご質問でありますけれども、本来であれば、民間の方がやってもらえれば一番いいわけであります。しかし、採算性が合わないという地域の方にとっては、私は命のつなぎになるのではないのかなというふうに考えます。若い人方、とりわけ運転免許を持たれている方にとってはそんなに大事なことではないわけですが、しかし、行動範囲が毎年狭まっているご老人の方にとっては大変ことではないかなというふうに思っています。

本来、道の駅とか村の施設でできればいいのですけれども、将来的にはそういうふうに変更ができるようになろうかと思えます。私もその点はそういうふうに変えていきたいなと思っておりますけれども、まだ、道の駅でも鮮魚とか、そういった新鮮なものを置いて、そしてそれを賞味期限ですか、製造期限です

か、それによって廃棄していくことになればリスクが大きく伴うということで、今はまだそういう段階には至らないのだろうというふうに考えております。

いずれ協力隊が来れば人件費も安くなりますし、そういった面で協力隊を公募している。でも来ない場合を想定して、来ない場合も想定といいますか、両方たてて予算措置をして、そしてまた、Aコープの方にもお願いをしてきているというのが実情であります。そういうことをご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤敏夫） 伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） と、いうことはまだ協力隊の移動販売車に対する応募はなかったのですか。

時間も押していますので、選挙公約にある職員の退庁時間申告制の導入については、村の条例も規則もあることに加え、小規模の自治体ではなかなか難しいと思います。

かつて自分の経験から役場の職員は優遇されているとの村民の意見が多かったこともあり、本当に、このようなことが簡単にできるのか疑問であります。

この件については、別に反対をしている訳ではありませんが、職員であれば、逆の異議を唱える者も出てくるような気がしますので、村長も勉強はしているとは思いますが、「実施できませんでした」では、選挙公約違反になると思いませんか。村民をあたかも誘導するような発言をし、当選後、放置したままでは、何度も申し上げますが、村民の皆さんからの同意を得ることはできないと思います。また公職選挙法に違反しないから良いというものでもないと思います。

また、過去のことを言いますが、以前の村長の議員時代の質問を読ませていただきました。「情報は新聞記事が先行」とか「広報に載せたから良い」、また「議員をバカ呼ばわり」とか、「納得のいく説明」などと、その当時、村長の独断専行を許さないとと思われる発言をしていることを思い出してください。今は逆になっていませんか。

このことから、村民の代表者である我々議員には、しっかりと納得のいく説明をしてもらいたかったのです。村長の答弁も勉強しているせいか、課長に原稿をお願いしているのかわかりませんが、答弁も長くなっていますので、再質問は、この程度にしますが、いずれ、村民から理解が得られるような内容で導入或いは見直しも考えていただきたいということを申し上げて、2問目の質問を終わります。

○議長（伊藤敏夫） 途中ではありますけれども、お昼の休憩に入りたいと思います。午後の開催は1時20分から再開をいたしますので、よろしく願います。

暫時、休憩いたします。

12時13分 休憩

13時20分 再開

○議長（伊藤敏夫） 再開いたします。

○議長（伊藤敏夫） 午前中に引き続きまして、1番、伊藤秀明君の質問を許します。1番、伊藤秀明君。

（1番 伊藤秀明議員 一般質問席登壇）

○1番（伊藤秀明） 次に3問目として、タイムカプセルの開封時期についてを質問します。

役場庁舎前に埋設されているタイムカプセルは、北林孝市村長時代に取り組んだものでありますが、先生経験者であったことから学校の卒業など記念の時に埋められるタイムカプセルが多いと聞きますが、平成元年10月26日に村政100周年記念行事で、当時の小学生など何人投稿したかわかりませんが、未来へと思い出を運んでくる、いわばタイムマシンみたいな存在であるものの、いつ開封するのか、同時の関係者も埋設した投稿者もいなくなってしまうからでは意味がありません。

タイムカプセルの材質にもよりますが、一般的なステンレス製のものなら、10年～20年を目途に掘り起こすのが良いと言われております。タイムカプセル自体は大丈夫でも中身が劣化してしまうことが多々あるようですので、どのような形式のカプセルが入っているのかは不明ですが、元号も平成から令和に変わり、北林家子息さんが健在なうちに開封してはどうでしょうか。併せて開封後は記念碑を公園などに移設する考えがないか伺います。

それとも50年後でないと開封できない理由があるとするならば、公開するべきだと思いますので、その辺のところも含めて答弁願います。

○議長（伊藤敏夫） 答弁を許します。はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 議員ご指摘のタイムカプセルは、平成元年10月26日に役場庁舎前の村政100周年記念碑の台座に埋設されたものでございます。埋設から丸31年以上が経過しております。

埋設は同日600人を集めて行われた100周年記念式典直前の記念除幕式の中で行われたこともあり、大変多くの方が参加している写真と、50年後に開けられる予定との文面が、当時の広報に掲載されておりました。ステンレス製のカプセルの耐久性を心配されておるとのことですが、村としましては、当時の思いを尊重し、方針は変えないで50年後に開封すべきと考えております。

また、当時は北林村長でしたが、これは公共物ですので、ご子息に関する配慮は至らないと考えております。

以上です。

○議長（伊藤敏夫） 1 番、伊藤秀明君。

○1 番（伊藤秀明） 今、村長からそのような答弁がございましたが、タイムカプセルの開封の感動するような記事がありましたので、参考までに紹介させていただきます。長野県の塩尻市の事例であります。

市制施行 60 周年を記念して、30 年前に埋設したタイムカプセルを開封しました。このタイムカプセルは、平成元年の市制施行 30 周年を記念したもので、当時の園児や小中学生が未来へ向けて書いた寄せ書きや手紙、当時のワイン、市長、市議会議長からのメッセージなどが埋設されていました。

開封式には、当時の園児や小中学生だった皆さんが、友人同士や子ども連れ、また家族 3 世代などで参加し、旧交を温めていました。参加者は埋設したタイムカプセルの中にあつた手紙や寄せ書きを懐かしそうに眺め、中には涙がこみ上げてくる人もいるなど、当時の思い出に浸っていました、という記事であります。このようなことから、村も早めに開封をするべきでないかと思ったところです。まあ、村長がそういうことであれば、いた仕方がないともわかりませんが、今、タイムカプセルの材質のことをどうこう申されましたが、そうすれば、その当時どのようなタイムカプセルで、その小中学生何人投稿したのかわかりますか。

○議長（伊藤敏夫） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 当時の広報ですけれども、分厚いステンレス製のカプセルということで、写真も残っております。それから、小中学生ですけれども、当時、作文コンクールに寄せられた全作品 389 点をはじめ園児の描いた絵や俳句愛好会の作品、婦人会の活動記録、各種村政資料などが入れられたということでございます。

この広報ですけれども、中学生が 151 人であった上小阿仁讃歌を大合唱があつたとも書かれております。

当時の小学生の数はちょっとわからないですけれども、中学生は 151 名であつたということございます。

○議長（伊藤敏夫） 1 番、伊藤秀明君。

○1 番（伊藤秀明） 今、申し上げたように、その当時の生徒さん、多分、保育園児もいたとすれば、その当時の年長 6 才だとすれば、37、38 歳になっているのかな、小学生だとすればさらになっているので、村長はそう言ったけれども、また、北林先生のことと言ったけれども、北林先生が基金なんかも寄付してくれているし、関係ないかもわかりませんが、やはりそういう方々の意向も聞きながら、併せて自治会の意見なども聞きながら、可能であれば、私達が亡くなってからやるよりも、当時の生徒方が集まる機会ができる訳ですので、そういうことも考えてもいいのではないのかと思いたしましたので、言ったと

ころです。

私が知る限りでは、当時、仏社出身の北林村長と同級生の方が記念碑建設資金を寄付したと聞いております。もう故人ではありますが、このまま50年後と言えば令和21年ですか、今申し上げたとおり多分、一番若い役場の管理職員も誰もいなくなってしまうからでは、意味がないように思いますので、今後、もしそういう集落の会長、行政協力委員の会があると思いますので、こういうことを言っている人がいた、ということで、前に進めてもらいたいと思います。

○議長（伊藤敏夫） 次にもう一つ残っているのがありますので、1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） それでは最後に、令和2年度の新規事業の取り組みについて質問します。タイトルは12月議会と同じです。、自分は納得のいかなかったもので、別の角度から再度質問します。

村長選挙公約は、8項目をあげています。月日の経つのは早いもので、新年度になれば2年目となる訳で、公約実現するには、もう一刻の時間も許さない訳であります。そこで、学校給食費や保育料の一部負担の無料化は実施できた訳ではありますが、これらは選挙公約になくとも国策で決定したもので、公約達成の自慢にはなりません。

他に、村営の移動販売車、子育て世代の家族の移住・定住については、広報に掲載したから良いと言うことにはならないと思います

また、診療所の医療スタッフの件では、事務長は総務課長兼務で人事異動は全く無く、とても開かれた安心安全の医療体制とはなっていないと思います。

さらには、里山活用プロジェクトは、野外生産試作センターの農業研修生の応募の申し込みはあったのですか。なければ職員を増員するのでしょうか。

そして前段で申し上げた退庁時間の申告制の同一職種・同一賃金などは、簡単にできるのか疑問であります。今、ちょっと気づいたのですが、臨時職員の期末手当があるような話が、当初あったような気がしますが、あったのでしょうか。そこもちょっと気になります。さらには若者定住で住宅費の軽減や中古住宅購入、改装費用の子育て世代の負担軽減につきましては、全く進展がありません。

最後に、8項目の全ての事業の費用対効果の検証、補助金の見直しについては、村長予算査定が終わっておりますので、何か目玉となる見直しはあったのでしょうか。

以上の前置きを踏まえ選挙公約、施政方針を中心に質問させていただきます。

12月の答弁では大内沢自然観察教育林やコブ杉をアピールできるような整備をするとありましたが、あの辺は全て国有地と理解していましたが、例えば、遊歩道などの整備は、森林管理局との協議がされていますか。また、その費用

は一般財源だけで補助金等は無いのでしょうか。

賃借料も負担していると思いますので、何時までも村の自由になると確約できますか。確かに、東京の博物館に当秋田スギが展示されたことで有名ではありますが、同じ森林管理局下にある小沢田集落の奥、二ツ井町水沢には、日本一の天然秋田スギもありますので、こちらの道路整備をすることで、村には交流・関係人口が増えると思いませんか。或いは、村長が考えている身近な沖田面や大林のイチョウなどの集落を巻き込んだ探索、観光コースを模索すると共に、今回、秋田林業大学校との協定が結ばれ、林業技術者の高度な実習が展開されるだろうと思われる村有林の方を整備し、こちらを優先する考えは無いですか。

なお、前段の観光開発も結構であります。問題は村の産業をどう手助けしていくのが喫緊の課題だと思います。

前回は、政治倫理の確立のための上小阿仁村議会の議員の兼業に関する条例と思われる内容を理由に答弁されませんでした。議員必携にもあるように住民からの声として、再度、伺います。

選挙公約には、農林業の施策については全く無い訳であります。施政方針の中で、基幹産業である農林業の後継者や雇用の確保が心配されるので、こうした状況を改善するために就労支援など新たな施策を展開していくと申していますので、新年度で何をどのように取り入れていくのか具体的な施策・対策を伺います。

○議長（伊藤敏夫） はい、村長、答弁を許します。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） それではお答えします。

まず、上大内沢自然観察教育林には、ご存知のとおり天然秋田スギが群立しており、全国でも大変貴重で珍しい場所です。日頃、秋田スギを見慣れている我々であっても、大内沢の天然秋田スギの林を訪れるたびに、その姿に圧倒されます。普段、森林を見ていない都会の人達はなおさら感激するものと思われま。

昨年8月に、DMO秋田犬ツーリズム事務局の皆さんが村の観光資源について調査に来訪したときも、この天然林秋田スギについては、とても高い評価をしております。天然秋田スギがある村として売り出したらどうかとの意見もいただいております。

村にしかない資源を活用して誘客を図り、更に写真コンテストなどのイベントと連動した取り組みによって村をアピールし、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

そのためには、誰もが気楽に散策出来るよう遊歩道や標識等について、今一度

整備を図る必要があると考えております。来年度は、詳細な調査及び測量等を実施し、整備に係る工事費については、県の「森や木のふれあい空間整備事業」の令和3年度採択に向けて、県と協議を行ってまいります。

森林内は、国から使用許可を受けて歩道等を設置しておりますので、整備にかかる内容によっては森林管理局との協議が必要となりますので、必要に応じて協議を行うこととなります。

現在の使用許可期間は、平成31年4月1日から平成34年、令和4年3月31日までの3年間となっており、基本的には更新申請することによって継続して使用することは可能であります。また、使用料についても、許可書に明示された使用料、年間3万5,400円を支払っております。

その他、使用許可書について定められた事項については遵守して使用してまいります。

能代市二ツ井地区には、日本一高いスギ「きみまち杉」の外、約2,800本もの天然秋田スギが群落している仁鮎水沢スギ植物群落保護林があり、こちらは原生林に近い形で群落している貴重な場所ではありますが、上大内沢自然観察教育林とは違った天然秋田スギを体験できる箇所となっております。こうした違いを体験することも魅力のひとつではあります。

そこに通じる村道小沢田高屋敷線について大規模な改良等を行ったとしても、費用に見合うだけの利用が見込まれないことは容易に想像がつきますので、現状の道路利用で支障のないよう維持補修に努めてまいります。

観光面では、上大内沢の天然林と絡めて沖田面や大林のイチョウ、体験型農業など多様なコースの設定について検討し、意欲ある集落や関係団体の協力が必要不可欠であることから、継続的に取り組むために、関係団体の組織化や育成について応援してまいります。

2020年度、秋田林業大学校に研修場所として村有林を使用させる協定を締結いたしました。今後、村有林を有効に活用していただき、専門職の林業後継者の育成に貢献できることを期待しております。

村有林の整備につきましては、森林経営計画に基づいて資源の林齢構成や場所を考慮し、国の補助制度も活用しながら事業を行う予定としております。

村有林では下刈り等の保育事業が少なく、搬出間伐等の造材事業が多くなりますが、これを実施する素材生産業者が限られており、急に事業量を拡大しても実施できない事態も想定されることから、実効性のある事業計画とすることが必要です。

12月議会において、ライスセンター建設についての質問には、伊藤議員が農業法人代表者であり、ご自身の利益に関わるとして「政治倫理の確立のための上小阿仁村議会の議員の兼業による条例」により答弁いたしませんでした。再

度、「住民の声として」と答弁を求めるといふことではございますが、米を生産している認定農業者数人に対し、村が建設したライスセンターが必要かを聞き取りした結果、各農家から設備している乾燥機等があり現時点では必要性を感じていないとの返答でありました。今後、状況の変化に伴い、多くの農家から要望があった場合には実現が可能か、それは検討したいと考えております。

新年度においては、農林業の新たな施策については、村有林の皆伐と再造林を同じ業者で行う皆伐再造林一貫システムを実施する予定となっております。また、資格取得支援事業補助金予算を拡充しております。その他、今まで行ってきた各種の助成制度も一部改正もありますが、継続して行う予定としております。

村の産業は農林業であり、どのようにして、この産業を手助けしていくのか緊急の課題であることについての考えは一緒であります。5年後、10年後を見据えたときに、農業者や林業事業者がどのようにして地域で仕事していくのか、後継者や労働者をどのようにして確保するのか、すぐに解決できる方法は見つかりません。

人手不足対策としては、外国人労働者の雇用、ICT「情報通信技術」やAI「人工知能」を活用したスマート農業など、先進技術の分野が導入され始めております。こうした省力化したシステムの導入により、若い世代が就業しやすい環境づくりが大事になってきます。また、消費者が何を求めているのかのニーズを把握し、ニーズにあった産物をきちんと需要予測して生産することでコストの軽減も可能となってきます。

人口減少、高齢化による労働力不足を解決することは、簡単なことではありませんし、すぐにもできません。国の制度等を活用しながら解決に向けた取り組みを考えてまいります。

○議長（伊藤敏夫） 1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 他の町村の例をあげれば、農業施策では、先日、新聞で羽後町が今年農地集積などに1,400万円を予算計上したとあります。八峰町でも新たな取り組みとして農業機械等購入に8,400万円を予算化したとあり、また何度も申し上げておりますが、上小阿仁村と同じような東成瀬村です。4地区にミニカントリーを建設し、「仙人米」の販売や赤べこ（短角和牛）の復活、或いは新規作物導入事業など広範囲にわたって農業対策支援を実施しています。このようなものが、本来の農業後継者を応援する施策・対策だとは思いませんか。その点、村長の施策は、納得の行くものではありません。

平成31年度の前小林村長の予算が、骨格予算であったと言いながらも、今回、令和2年度予算を比較すると、前年度より0.2%減としており、果たして、その予算は適正なものか疑問であります。

教育も同じです。東成瀬村を見習ってください。村の現状は、とても教育立村などと自負することはできないと思います。当然ながら子育て世代の転入にも繋がるものではありません。

12月議会にあって、村長は私の質問に対して「農業法人上小阿仁村営農法人の代表理事長」と申しましたような気がします。政治倫理を理由に答弁をすることはありませんでした。さらに、委員会でも答えないと言っていました。村のトップがこのような対応、態度、常識はずれ、前代未聞の身勝手に自己中心的な発言は言語道断であり、許されるものではありません。

自分のことで申し訳ありませんが、たぶん秋田県が認定した特定農業法人の意味も内容もわかっていないだろうなと思いました。自分のこれまでの行政、議員生活においてこれほど悔しかったことはございません。また、これはこの後も消えるものではありません。

インターネットの配信の質問については、本会議場において、村長が毎回のように居眠りをしているような感じがして、私達議員の話を真剣に聞いていないような気がしてなりません。ネット配信を提案したのですが、全然わかっていないようであります。

村には議会基本条例は無い訳で、当然ながら村長の反問権も認められません。我々、議員は村長に対し一方的に質問することができますが、逆に村長が議員に質問することは認められていない訳です。議員必携に記載されています。完全に逆質問とも取れるような費用、人員、書き込みを指摘し、最後に議会で全く逆質問とも取とれる発言をしています。

さらには、自分の質問の時ではありませんが、議長の対応指導などと発言するなど、何の権限があって品質を欠く発言をするのか全くわかりません。

いずれ、会議録に記載された字句も一生消えるものではありませんので、村長もこの点を良く理解してください。

議員必携には、冒頭で申し上げたとおり、個人のプライバシーに関する発言までは許されるものではないとありますが、村長は、公人でありますので、この際、あえて言わせていただきます。村長は、自分の一般質問に回答しない理由として政治倫理上、自分の関係する企業や団体に利益を図るような質問には答弁しないということでありました。さらに議員は、村民全体の奉仕者及び公共の迫及者として、自己の責任を自覚し、その職責にふさわしい人格及び倫理に努めなければならないと言われております。

議員は、自己の地位や権限による影響力を行使し、いかなる経済的利益も享受してはならない。ここまでは村の条例を照会したと思われ。また、特定の企業や団体に対し便宜供与など補助金を誘導するような発言を行ってはならないと政治倫理に記載されていると、このように申しております。

村長は、議員と違い何を言っても良いのか、誹謗中傷するような発言、しかもプライバシーに関しては間違いの名称発言、そして政治倫理に記載されていると言われましたが、政治倫理の用語は、村長がいいような解釈をしていて、全く答弁拒否に値するものでありません。100 歩譲っても政治倫理そのものは汚職や詐欺などを未然に防ぐことを目的としていますので、村長が言っているのは多分、政治倫理条例或いは政治倫理確立に関する条例、そして村のように政治倫理の確立のための議会の兼業に関する条例を言っているのではないかと思います。

こちらであれば、県内 12 町村中、村を含めて 9 町村が条例化していますが、その内容は、肩書きは違いますが、いずれも議員の兼業禁止を定めているもので、答弁しない理由には、該当しないと思います。全く筋違いのもので、的外れな場当たりの答弁だと思います。仮に村の条例を紹介したかったのであれば、誤字脱字のほか具合の悪い文面はカットして、自分の都合の良い文章としていますので、本来の村の正しい条例を紹介してもらいたかったものです。

現在、全国の地方議員の兼業率は 50 パーセントを超えており、議長も関係しているのでわかっていると思いますが、全国町村議会議長会では、兼業禁止の緩和を検討している段階で、その内容は、議員の兼業禁止については、地方自治法第 92 条の 2 に規定されているが、議員への立候補する際に、この規定が足かせになっている場合がある。議会に多様な人材を確保するため、請負要件の明確化を図るとともに、兼業禁止の範囲の見直しをすべきである、と提案しているところであり、これらのことを踏まえれば、村長の姿勢は、現代社会に逆行するもので、時代遅れだと思います。

自分は、かつて村長と一緒に頑張った仲間として、その分、余計残念でなりません。このままでは村の発展は無いのではと危惧したところでした。できることならば、こういう村長の傲慢とも取れる議員に対する説教や批判は、今後は止めてもらい、これからはもっと真摯に私達の意見を聞いて、誠実で丁寧で謙虚な姿勢で村の行財政運営にあたってもらいたいということを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（伊藤敏夫） 伊藤議員に申し上げます。ただいまの発言については、時間オーバーの状況でありましたので、注意しておきますので、ご理解いただきたいと思います。

以上をもって、伊藤秀明君の一般質問を終わります。